

2026
10/24
[土]

食べて、歩いて、温泉へ！



あつぎ温泉郷 ガストロノミーウォーク 2026

ATSUGI ONSEN KYO GASTRONOMY WALK

七沢から日向を経てあつぎ温泉郷七沢エリアの温泉旅館まで、約8.5kmを歩き、途中6カ所のグルメポイントを巡るグルメ満喫ウォーク♪地元グルメのあつぎOECフード、アユの塩焼き、とん漬や豚ホルモンを楽しみつつ、酒蔵見学と試飲もできます。食べて、飲んで、厚木の“食文化”に触れながら温泉へと歩いて、ゴールはあつぎ温泉郷で温泉入浴！グループ3は英語通訳付きで、外国人優先です。



日帰りウォークのみどころ

山



七沢から日向は山の中をハイキング。日向から七沢は、大山の麓を鳥のさえずりや川のせせらぎを聞きながら歩きます。

食



グルメポイントでは、地元の食材をつかったメニューをご用意。自然に囲まれた中で食が楽しめます。

湯



ゴールはあつぎ温泉郷の旅館です。高アルカリ泉のトロトロとした美肌の湯をご堪能ください。



申込方法

参加費 大人4,000円19歳以下3,500円
(飲食代、酒蔵見学代、入浴代、送迎バス等込。事前振込。)

定員 3グループ合計60人
(①25人、②25人、③10人) (最小催行人数50人)
(申込多数の場合は抽選。)

申込締切 令和8年10月13日(火)まで

WEB申込 二次元コードを読み取り入力フォームに
必要事項を記入し、送信してください。

電話申込 東丹沢七沢観光案内所 (9時～16時)
TEL 046-248-1102
(月曜定休 9/21,10/12開所 9/24振替休)

集合場所 愛甲石田駅第一日産バスターミナル
神奈川県厚木市愛甲2丁目10
スタート地点へバスでお送りします。

受付時間 ① 7時 ② 8時 ③ 9時

グループ1 7時30分発 ～ 14時30分ごろ着

グループ2 8時30分発 ～ 15時30分ごろ着

グループ3 9時30分発 ～ 16時30分ごろ着
※グループ3は英語通訳付き、外国人優先

ゴール 温泉旅館にて1時間程度入浴後、
本厚木駅へバスでお送りします。

キャンセルについて

参加をキャンセルされる場合は、必ず電話またはメールで
厚木市観光協会 (046-240-1220) へご連絡をお願いします。
お申し出の日により、次の取消料が発生する場合があります。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 旅行開始日の8日目まで (10/16)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 旅行開始日の2日目まで (10/22)	参加費の30%
旅行開始日の前日 (10/23)	参加費の40%
旅行開始当日 (旅行開始前)	参加費の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	参加費の100%

【ホームページ】

下記の二次元コードを
読み取り、申込フォームから必要事項を入力
送信してください。

【電話】

東丹沢七沢案内所 046-248-1102
受付時間：9時～16時 定休日：月曜日(月曜が祝日の場合は営業)

■お申込み多数の場合は抽選です。
申込締切後、10/14(水)ごろ、当選者の「受付番号」を厚木市観光協会のホームページ「あつぎ観光ナビ」に掲載します。同日にメール等でご案内を送付します。

国内募集型旅行条件(抜粋) ※取引条件の説明事項につきましては、厚木市観光協会ホームページでも確認できますので、必ず確認してからお申込みください。

- ◆本旅行条件書の意義・・・この書面には旅行業法第12条に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。この旅行は(一社)厚木市観光協会(以下「当協会」と言います)が、企画・募集し実施する募集型企画旅行です。以下に記載する内容は抜粋であり、お客様と当協会の旅行契約はチラシと、別途お渡しする取引条件説明書面、及び当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- 旅行のお申込み及び契約の成立・・・本イベントは抽選制です。お申し込み時点では旅行契約は成立しません。抽選の結果、当選された方から旅行代金全額のお振込みがあり、当協会がこれを確認した時に旅行契約が成立します(旅行業約款第1条第2項に基く特約)。落選された方及び期日までに入金のない方については、旅行契約は成立せず、取消料もかかりません。
 - 旅行内容・旅行代金の変更・・・当協会は天災地変・運送・宿泊施設のサービスの中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更する場合があります。
 - お客様による契約解除・・・(1)お客様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。(2)次に掲げる場合は取消料をいただきません。①旅行契約の内容が9項に例示するような重要な変更が行われたとき。②代金が増額されたとき。③当協会が確定日程表を所定の日(出発の前日、7日以内の申込の場合は旅行当日)までに交付しなかったとき。④当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。
 - 当協会による旅行契約の解除・・・当協会は次の例示するような場合は、旅行開始又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。①旅行代金を当日いただけないとき。②予め例示した申込み条件が不適当だと判明したとき。③お客様の病氣、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられない認めるとき。④お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるときおよび他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。⑤最少催行人数に達しなかったとき。⑥契約締結時に明示した旅行条件が成就しない恐れが極めて大きいとき。
 - 旅行代金に含まれないもの・・・旅行日程に明示されていない飲料料金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、傷害、疾病に関する医療費、空港諸税・施設費等。
 - 当協会の責任について・・・当協会は当協会の故意過失によりお客様に損害を与えたときには損害を賠償します。お客様に関する賠償限度額は1人15万円(但しお客様に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また、お客様が天災事変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関の旅行サービスの提供停止、官公署の命令その他当協会の関与しない事由により損害を被ったときには上記の責任を負いません。
 - 旅行中の損害の補償について・・・当協会はお客様が当協会募集型企画旅行中に、急遽かつ外来の事故で生命、身体、手荷物に被られた一定の損害について、所定の補償金および通院見舞金、入院見舞金をお支払いします。
 - 旅程保証について・・・(1)当協会は契約内容に掲げる重要な変更が行われたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて「規程の率」を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、変更補償金の額が、お客様1人について変更保証額が1,000円未満の場合は支払いません。
 - 添乗員同行の有無・・・添乗員は同行しませんが、現地ガイドが同行します。
 - 通訳案内士の有無・・・通訳案内士は同行しませんが、グループ3には現地英語通訳が同行します。
 - 個人情報取り扱いについて・・・当協会は、お客様との連絡のために利用させていただきたくばお客様がお申込みいただいた旅行及び当協会各種サービスに必要な範囲内で利用させていただきます。詳細は当協会ホームページ「あつぎ観光ナビ」をご覧ください。https://www.atsugi-kankou.jp/soshiki/atsugi-ta/privacy.html
 - その他・・・(1)ツアーの催行中止に拘らず金融機関が収受する振込手数料はお客様負担となりますので、ご了承ください。(2)この旅行条件(抜粋)は各パンフレット発行日を基準とします。
 - 旅行業取扱管理者について・・・旅行業事務管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当協会の旅行業取扱管理者にお尋ね下さい。

共催
お問い合わせ

厚木市
(一社)厚木市観光協会
TEL 046-240-1220

イベント詳細:

